

「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」について

| | |
|------------------------|---------|
| 第9回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG | 資料 2 |
| 令和元年9月6日 | |

(目的)

医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

本検討会は、医療計画における歯科保健医療に関する課題を含む在宅歯科医療の提供体制の評価のあり方等について具体的に検討する。

(検討課題)

- (1) 医療計画(在宅医療)のうち、歯科医療に関する事
- (2) 第7次医療計画の中間見直しにむけた在宅歯科医療に関する評価指標の検討に関する事
- (3) その他

(構成)

(○:座長、敬称略・五十音順)

| 氏名 | 所属 | 役職 |
|---------|-------------------------------------|-----------|
| 岩佐 康行 | 医療法人原土井病院 | 歯科部長 |
| 奥田 章子 | 岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課 | 在宅医療福祉推進監 |
| 小玉 剛 | 公益社団法人 日本歯科医師会 | 常務理事 |
| 長瀬 好和 | 公益社団法人 岐阜県歯科医師会 | 専務理事 |
| ○ 古屋 純一 | 東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 地域・福祉口腔機能管理学分野 | 教授 |
| 渡部 芳彦 | 東北福祉大学 総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科 | 教授 |

在宅歯科医療提供体制の充実に向けた議論の整理（抜粋）

はじめに

- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔の健康と全身の健康との関係について指摘されており、在宅歯科医療についても、在宅医療を提供する医療機関等との連携を更に推進していくことが求められている。
- 平成30年4月から開始された第7次医療計画の策定にあたっては、課長通知により、訪問歯科診療に係る数値目標の例も示されたが、すべての都道府県において数値目標を設定しているわけではない。
- 本検討会においては、こうした点を踏まえ、在宅歯科医療の充実のため、現状の課題等について議論するとともに、第7次医療計画の中間見直しに向けて、必要な数値目標のあり方等について具体的に検討を行った。

在宅歯科医療に関する現状と課題

- 在宅歯科医療に関して、**医科歯科連携の推進、歯科医療と介護との連携の推進及び歯科医療機関間（歯科診療所間、病院歯科と歯科診療所）における連携の強化**が課題である。
- **入院により歯科治療や口腔管理が中断し、その間に口腔内の状況の悪化や口腔機能の低下が進行**することが多く、退院後に「痛くて食べられない」等の訴えがでて初めて、家族やかかりつけ医からかかりつけ歯科医に連絡が入り、治療を再開するケースが多い。
- **要支援・要介護高齢者の口腔内の状況は良好とはいえない**ことが多く、潜在的な歯科医療や口腔ケア等のニーズがあると考えられるが、**患者からの訴えがない場合はそのニーズを把握することが難しい**ため、介護支援専門員等も含めた**要支援・要介護高齢者に関わる他職種との連携が必要**である。
- **在宅歯科医療に関する連携機能を有する地域の拠点**（以下「在宅歯科医療連携室等」という。）**の整備や地域のコーディネーター機能を持つ人材の育成**は、患者と医療機関をつなぐ観点のみならず、地域の在宅歯科医療に関する連携体制を構築する観点からも必要である。

第7次医療計画中間見直しに向けた在宅歯科医療に関する指標例の論点

○第7次医療計画の中間見直しに向けて、在宅医療の提供体制に係る計画における在宅歯科医療に関する数値目標の指標例として、「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」において議論された以下の項目を検討してはどうか。

第7次医療計画の中間見直しに向けて今後検討が必要な事項

- ▶ 地域ごとの特性を活かし、地域の実情を反映した指標を各都道府県で柔軟に考えることが重要である。
- ▶ データ収集が比較的容易な指標例及び指標の考え方を示す必要がある。
- ▶ 本検討会において、在宅歯科医療に関する数値目標の指標例の考え方について、次のとおり整理する。
 - ①現在、指標例として示されている「歯科訪問診療を実施している診療所・病院数」「在宅療養支援歯科診療所数」「訪問歯科診療を受けた患者数」については、在宅歯科医療の提供状況を表す指標として適切であると考えられるが、**「在宅療養支援歯科診療所数」**は「歯科訪問診療を実施している診療所・病院数」よりも**在宅歯科医療に関する機能が強化されている診療所数**であることを考慮するべきである。
 - ②地域包括ケアシステムの中で在宅歯科医療をより推進するために、在宅歯科医療に従事している歯科衛生士の状況を把握することも重要であると考えられる。
 - ②-1 歯科衛生士が帯同した場合の歯科訪問診療の状況を把握する評価指標として、**「歯科訪問診療料」の「歯科訪問診療補助加算」の算定状況**が考えられるのではないかと。
 - ②-2 誤嚥性肺炎の予防等の観点から、口腔衛生管理の提供状況に関する指標例として**「訪問口腔衛生指導を提供した医療機関数」**又は**「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」**を検討してもよいのではないかと。ただし、**「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」**を診療報酬の訪問歯科衛生指導料の算定件数で評価する場合は、介護保険との給付調整に留意する必要がある。
 - ③既存の調査では把握できないものの、都道府県において比較的把握しやすいと思われる**在宅歯科医療の提供体制に関するストラクチャー指標**としては、**「在宅歯科医療に関する連携拠点数」**が考えられるのではないかと。ただし、連携拠点において実施されている事業内容については様々であると推測されることから、さらなる整理が必要である。
 - ④その他、NDB等からデータが得られる**「歯科疾患在宅療養管理料（「NST等連携加算」も含む。）**、**「NST加算」の「歯科医師連携加算」**、**「診療情報提供料」**等の診療報酬項目の算定状況については、算定要件も含め、その解釈に留意が必要であるが、データ収集が比較的容易であることから、都道府県の状況に応じて指標のひとつとして考え得ると思われる。